

発議第4号

伊賀市議会会議規則の一部改正について

伊賀市議会会議規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年6月26日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

北森 徹

宮崎 栄樹

山下 典子

市川 岳人

田中 覚

百上 真奈

記

伊賀市議会会議規則の一部を改正する規則

伊賀市議会会議規則（平成16年伊賀市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 会期は、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの期間内で定める。

第5条に次の2項を加える。

- 4 会期は、議会の議決で延長することができる。
- 5 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中であっても議会の議決で閉会することができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

（定例会の会議）

第6条 定例会の会期中は、次の各号に掲げる会議を開くものとし、当該会議の意義は、

当該各号に定めるところによる。

(1) 開会会議 定例会の招集により開く会議をいう。

(2) 定例会会議 定例的に開く会議をいう。

(3) 緊急会議 市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議をいう。

(4) 閉会会議 定例会の閉会に際し開く会議をいう。

2 前項各号に定める会議の期間（以下「会議期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮った上で決定し、当該会議の初めに議長が宣告するものとする。

3 議長は、開会会議を除く各会議を開くときは、当該会議を開く日の7日前までに、議員、市長等に、当該会議を開く日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

4 定例会会議は、原則として6月、9月、12月及び2月に開くものとする。ただし、都合によりこれを変更することができる。

（緊急会議の開会）

第7条 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急会議の開会を請求することができる。

2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急会議の開会を請求することができる。

3 議長は、前2項の規定による請求があったときは、原則として当該請求があった日から7日以内に緊急会議を開くものとする。この場合における前条第3項の規定の適用については、「当該会議を開く日の7日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

第9条第3項中「号鈴」を「ブザー等」に改める。

第15条中「同一会期中」を「同一会議期間中」に、「再び」を「、再び」に改める。

第54条第2項中「起立し」を「挙手し」に改め、同条第3項中「起立し」を「挙手し」に、「先起立者」を「先挙手者」に改める。

第57条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第67条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

第87条第1項中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会議期間に関する事項及びその年月日時

第87条に次の1項を加える。

- 3 会議録は、会議期間ごとに調製するものとする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。